

SNSを活用したG7三重・伊勢志摩交通大臣会合PR業務委託仕様書

1 目的

(1) 事業の目的

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合とは、2023年6月16日から3日間（予定）にわたり、三重県志摩市において開催され、日本、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダの交通担当大臣及び欧州連合の交通担当委員が集まり、交通政策の今後の方向性について議論を行う会合で、国土交通省が主催する国際会議です。

本会合が三重県志摩市で開催されることを契機として、SNSを活用し、開催地である三重県の魅力を情報発信するとともに、気運醸成事業の告知や開催の様子を発信することで、共感と歓迎気運の拡大を図ります。

また、これらの情報発信により、国内外での三重県の知名度を高め、今後のインバウンドをはじめとする観光客の増加や、交流人口の拡大、県産品の消費の拡大につなげることを目的とします。

(2) 事業展開スケジュール

本会合の開催に向けた全体的なスケジュールは以下の通りです。契約期間中の投稿内容については、本業務委託の受託者による創意工夫を凝らした提案により実施するものとします。

時点 (開催日起点)	SNSでの情報発信	その他の取組予定(案) (現実の催事等)
150日前 (1/17)	・アカウントの立ち上げ、投稿スタート ・現実の催事の様子や告知を交えつつ定期的に投稿	・カウントダウンボード設置予定 ・県内各地でのPRイベント1月下旬スタート ・地元小中学生を対象とした出前授業スタート
100日前 (3/8)	・投稿の継続 ・ウェブサイト立ち上げ	・県内イベントへのPRブース出展 ・大阪イベントへのPRブース出展 ・東京での海外プレス向けイベント
60日前 (4/17)	・投稿の継続	・県内イベントへのPRブース出展 ・地域でのクリーンアップイベントや、ウェルカムフラワー運動など
30日前 (5/17)	・投稿の継続 ・例えばカウントダウン投稿など	・30日前イベント開催 ・海外メディアによる開催地視察
開催日 (6/16~18)	・撮影可能な場合に当日の様子を投稿	・歓迎出迎え等
開催後 (~7/16)	・投稿の継続	・地元小中学生を対象とした出前授業終了

※期間中の効果的な時期に

- ・フォロワー獲得のためのキャンペーンを行う
- ・サイト誘導のための広告を行う

2 委託業務の契約期間

契約の日から令和5年8月16日（水）まで

3 業務内容

(1) SNS アカウントの作成・運用

- ①下記の SNS のアカウントを1つずつ作成し、G 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合に関する情報、観光や食文化等の伊勢志摩地域を中心とした三重県に関する情報及び、三重県や志摩市などが実施するG 7 三重・伊勢志摩交通大臣会合に関する現実の催事に関する情報を発信すること。

Twitter、Instagram、Facebook

- ②ユーザー名やアカウント名は、現に登録が可能であり、本事業の目的にふさわしく、多くの SNS ユーザーに対して訴求力があるものを提案すること。
- ③2か国語（日本語及び英語）での情報発信を行うこと。なお、英語での情報発信にあたっては、ネイティブスピーカー及び同等の能力を有する者により投稿内容を作成すること。

G 7 三重・交通大臣会合推進協議会（以下「推進協議会」という。）と相談のうえ、内容等によっては日本語のみの発信も可とする。

- ④SNS の運用期間は令和 5 年 1 月 17 日から令和 5 年 7 月 16 日までとする。なお、令和 5 年 7 月 17 日以降も推進協議会が継続してアカウントの運用を行うことに留意し、契約終了時にアカウントを推進協議会へ引き渡すこと。
- ⑤運用期間中の実施計画（コンセプト、スケジュール、主に訴求したい対象者、各 SNS での投稿内容、フォロワー数や閲覧数等の数値目標等）を提出すること。
- ⑥プロフィール等のデザインは、共通デザイン（※）が完成（令和 5 年 2 月末頃予定）以降は、共通デザインを活用したものに差し替えること。それまでの間は本事業の目的に即したものを設定すること。

※共通デザイン:統一した色や字体、背景などを含むグラフィックデザインを別途作成し、ポスターやのぼり、フラッグ、ノベルティなど様々な場面で使用予定。

⑦SNS アカウントの運用

各 SNS アカウントにおける投稿素材は同一でも可とするが、各 SNS の特性に応じて投稿内容を変更すること。

ア Twitter アカウントは下記のとおり運用すること。

(ア) 独自ツイートを平均 1 日 1 件以上行うこと。

英語で 1 件、日本語で 1 件を別々にカウント可。

(イ) 本事業の内容に関連するツイートをリツイートすること。なお、どのようなツイートを何件程度リツイートするかは提案し実施すること。

(ウ) 本事業の目的を達成するために有効と考えられる場合は、他のユーザーをフォローすること。フォローするユーザーは受託者が推進協議会に提案し推進協議会が同意するもの、または、推進協議会から指示があったものとする。

(エ) その他本事業の効果を促進するための取組を積極的に提案すること。

イ Instagram アカウントは下記のとおり運用すること。

- (ア) フィードへの投稿を平均週 2 件以上、期間中 50 件以上行うこと。
- (イ) 投稿にあたっては、ハッシュタグをなるべくたくさん付けるなど、リーチ数の増加を図ること。
- (ウ) 本事業の内容に関連する投稿へ「いいね！」を行うこと。なお、どのような投稿を何件程度「いいね！」するかは提案し実施すること。
- (エ) その他本事業の効果を促進するための取組を積極的に提案し実施すること。

ウ Facebook アカウントは下記の通り運用すること。

- (ア) Facebook に投稿する内容は、基本的には Instagram の投稿と同じものをシェアして掲載すること。
- (イ) 本事業の内容に関連する投稿へ「いいね！」を行うこと。なお、どのような投稿を何件程度「いいね！」するかを提案し実施すること。
- (ウ) その他本事業の効果を促進するための取組を積極的に提案し実施すること。

(2) Twitter 及び Instagram におけるプレゼント等の企画

- ① より多くのフォロワーを獲得し、本事業に関する情報を拡散するため、Twitter 及び Instagram において、PR 効果の高いプレゼント企画等を実施すること。プレゼント企画等の内容（実施時期、回数、対象者、実施方法等）については、提案し実施すること。
- ② 本企画に関する賞品の準備、当選者の決定等を行い、契約期間内にすべての当選者に賞品を発送すること。
- ③ 賞品総額は 100,000 円程度とし、三重県に関連する商品やノベルティ等を積極的に採用すること。また、各賞品の商品名や金額等を具体的に設定すること。
- ④ 日本及び海外の企業・団体等の協賛（協賛金、キャンペーン賞品等）等により委託料の範囲外において賞品の設定を妨げるものではなく、積極的に提案し実施すること。なお、協賛等を受ける企業・団体等は推進協議会と協議の上、決定すること。
- ⑤ 推進協議会が協賛を受け、別途プレゼント企画を実施する場合は、コンテンツの作成や情報発信等を行うこと。なお、費用の見積にあたっては、別途行うプレゼント企画を 2 回とすること。

(3) ハッシュタグや広告機能を活用した SNS 上での情報拡散企画の実施

- ① 本事業に関する情報を拡散するため、効果的にハッシュタグを活用すること。
- ② リーチやインプレッションを獲得するため、効果的に広告を活用すること。なお、広告に要する費用の総額は 300,000 円以上とすること。
- ③ 広告宣伝において、必要に応じてクリエイティブ等を作成すること。
- ④ クリエイティブデザイン、広告表現及び媒体については推進協議会と協議の上、決定すること。

(4) ウェブサイトの作成・運用

- ① 推進協議会が実施する事業等が集約されたサイトを制作し令和 5 年 3 月 8

日に開設すること。主な構成要素としては下記のとおりとする。

ア 新着情報

イ イベント情報（参加を呼びかけるもの）

ウ 開催気運の醸成（イ以外の小中学校等での出前授業などの取組）

エ 三重の魅力発信（SNS の紹介とリンク先やメディアツアーなど）

オ 開催支援（住民説明会情報など）

カ 寄附、協賛、応援事業（寄附いただいた方々の紹介）

キ 推進協議会総会などの情報

② ページの更新は週 1 回以上とする。

③ 令和 5 年 7 月 17 日以降は県のサーバーへ移行して保存することに留意し、契約終了時に推進協議会へ引き渡すこと。

（5）経済波及効果の測定

契約開始から令和 5 年 7 月 16 日までの間の SNS 及びウェブサイト運用による経済波及効果を測定すること。経済波及効果の測定方法・手段については提案し実施すること。

（6）その他共通事項

① 各 SNS アカウントの運用、プレゼント企画等を統一的にブランド化して実施し、より効果的な情報発信を実現するため責任者を置くこと。

② 受託者が作成した投稿案と推進協議会の方針を調整するための会議を月 2 回程度開催すること（オンライン会議でも可とする）。

③ 本事業による情報発信や広告等に対する反応について、分析に必要なデータを収集・解析し、エンゲージメント率を高めるための改善を行うこと。また、その結果について、②の会議において、報告すること。

④ 投稿にあたっては、「三重県職員のソーシャルメディア利用ガイドライン※」に準拠すること。

※URL : <https://www.pref.mie.lg.jp/socialmedia/68084043328.htm>

⑤ 投稿する内容は受託者が作成し、内容について推進協議会と協議の上、投稿すること。推進協議会が投稿素材を提供する場合は、受託者が他の投稿とスタイルを統一させ、投稿を行うこと。この場合、2-(1)-⑦に指定する投稿件数には含まないものとする。

⑥ 投稿にあたっては、取材などにより適切に情報を収集し、即時性のある情報発信を行うこと。また、地元住民や在日留学生等、G 7 各国や、交通インフラにゆかりのある人物を活用するなど工夫すること。

⑦ 令和 5 年 1 月 17 日～22 日の投稿については、アカウント開設の初投稿、同年 1 月に推進協議会が実施を予定している PR イベントの告知等を行うこと。

⑧ 別途ロゴマーク及び G 7 交通大臣会合アンバサダーが国において決定される予定であるため、できる限り活用すること。

- ⑨ コメントやメッセージ（外国語によるものを含む）があった場合、内容について県と協議の上、こまめに回答すること。特に、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合や観光情報に関する質問があった場合には最長3日以内に返答すること。
- ⑩ 書き込みに対するネガティブチェックを毎日実施し、ネガティブな書き込みや攻撃的内容が急増した場合、すみやかに適切な緊急対応措置を実施すること。
- ⑪ 記事に掲載する写真や動画について、掲載許可を取得すること。
- ⑫ 記事の写真等については、今後、推進協議会が作成するPRツールに無償で掲載する必要があるため、写真等入手の際にはこれを前提に許可を得ておくこと。
- ⑬ 委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- ⑭ 拡散効果の高い動画を有効に活用するなど、上記以外でも本事業の効果を促進するための取組については積極的に提案・実施すること。

4 成果品

(1) 納品する成果品

- ① 委託業務の実施内容及び効果検証、今後の効果的な情報発信に向けた提案を記載した「委託業務報告書」（原則としてA4版・両面印刷） 1部（提出時期：委託業務完了時）
- ② 委託業務において生じた成果物 各1部（提出時期：随時）
- ③ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部
- ④ 必要があれば実施内容の説明資料 1部

(2) 成果品の提出期限

令和5年8月16日（水）17時まで

5 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護条例第53条、第5

4条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則がある。

- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに推進協議会に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち推進協議会又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって推進協議会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに推進協議会に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、推進協議会と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

6 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局

TEL : 059-224-2638

FAX : 059-224-3024

E-mail : g7pt@pref.mie.lg.jp

担当 : 福村、来田